



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *36 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
 - *37 和歌山県高等学校校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会)
- 教育委員会規則
 - *13 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 411 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 412 道路の供用開始 (")
- 訓令
 - *29 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)
 - *30 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *31 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課)
 - *32 和歌山県ふるさと定住センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令 (地域交流課)

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

第1条中「作業衣、事務服」を「作業服」に改める。

第3条第2項中「各課室 (課に附置する室を除く。)」を「各課」に改める。

別表第1の2の項中「広報室」を「広報課」に改め、同表の6の項中「地域づくり課」を「地域政策課」に改め、同表の7の項を削り、同表中8の項を7の項とし、同表の9の項中「自然環境室」を「環境生活総務課自然環境室」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の10の項中「廃棄物対策課」を削り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の11の項から14の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の15の項中「毒物及び劇物取締法」の次に「 (昭和25年法律第303号) 」を加え、同項を同表の14の項とし、同表の16の項を同表の15の項とし、同表の17の項を同表の16の項とし、同表の18の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査」に改め、同項を同表の17の項とし、同表の19の項を同表の18の項とし、同項の次に次のように加える。

規 則

和歌山県規則第36号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| | | | | | | |
|----|------------|---------------------------------|-----------------------------------|------------------------|----------------------------|--|
| 19 | こころの医療センター | 診療、衛生検査、調剤、栄養指導その他の医療の業務に従事する職員 | 白衣 | 1 | 12 | 最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「3」と読み替えるものとする。 |
| | | 看護業務に従事する職員 | 看護帽 看護衣 白靴下 白靴 カーディガン | 2 2 27 2 1 | 12 12 12 12 36 | 看護帽及び看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。 |
| | | 看護業務のうち専ら訪問看護の業務に従事する職員 | 作業服 ズック靴 | 1 1 | 12 12 | |
| | | 病院内の清掃作業の業務及び雑役作業の業務に従事する職員 | 作業服 ズック靴 ゴム長靴 | 2 1 1 | 24 12 12 | 実情に応じて、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。 |
| | | 病院内において専ら汚染被服等 | 作業服 | 2 | 24 | |

| | | | | | |
|--|---------------------------|----------------------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------|
| | の洗濯作業の業務に従事する職員 | 前掛 ゴム長靴 | 1 1 | 12 12 | |
| | 業務上、病院内において直接患者に接触する事務員 | 事務服(夏) 事務服(冬) | 1 1 | 24 24 | |
| | 衛生検査、診療放射線及び調剤の業務に従事する職員 | 白長ズボン ズック靴 | 1 1 | 12 12 | |
| | 作業療法の業務に従事する職員 | 作業服 ズック靴 | 1 1 | 12 12 | |
| | 病院内の給食施設において炊事等の業務に従事する職員 | 作業服 前掛 調理帽 ズック靴 ゴム長靴 | 2 2 1 2 2 | 12 12 12 12 12 | ズック靴については、衛生管理上必要な場合に限る。 |

別表第1の20の項を削り、同表の21の項を同表の20の項とし、同表の22の項を同表の21の項とし、同表の23の項を同表の22の項とし、同表の24の項中「農地法」の次に「(昭和27年法律第229号)」を加え、同項を同表の23の項とし、同表の25の項を同表の24の項とし、同表の26の項中「林業改良普及事業」を「林業普及指導事業」に改め、同項を同表の25の項とし、同表の27の項を同表の26の項とし、同表の28の項を削り、同表の29の項を同表の27の項とし、同表の30の項中「林業改良普及事業」を「林業普及指導事業」に、「応じて地下足袋」を「応じて、地下足袋」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の31の項中「実情に応じて

ゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」を「実情に応じて、ゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」に改め、同項を同表の29の項とし、同表の32の項中「暖地園芸センター」を削り、「実情に応じてゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」を「実情に応じて、ゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」に改め、同項を同表の30の項とし、同表の33の項中「実情に応じてゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」を「実情に応じて、ゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一方」に改め、同項を同表の31の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------|--|
| 32 | 畜産試験場 家畜保健衛生所 | 動物等飼育作業及び診療等の業務に従事する職員 | 作業服 作業帽 ゴム長靴 安全長靴 雨合羽 | 3 1 1 1 1 | 24 24 12 12 12 | |
|----|------------------|------------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------|--|

別表第1の34の項を削り、同表の35の項を同表の33の項とし、同表の36の項中「地下足袋のいずれか一方」を「地下足袋のいずれか一つ」に改め、同項を同表の34の項とし、

同表中37の項を削り、同表の38の項中「地下足袋のいずれか一方」を「地下足袋のいずれか一つ」に改め、同項を同表の35の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|-----------|-------------------------|-----------------------------|------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 36 | 農作物病虫害防除所 | 農耕作業及び動物等飼育作業の業務に従事する職員 | 作業服 ゴム長靴 地下足袋 ズック靴 | 3 1 1 1 | 24 12 12 12 | 実情に応じて、ゴム長靴、地下足袋又はズック靴のいずれか一つを貸与する。 |
|----|-----------|-------------------------|-----------------------------|------------------|----------------------|-------------------------------------|

別表第1の39の項を同表の37の項とし、同表の40の項中「検査指導室」を「技術調査課検査指導室」に改め、同項を同表の38の項とし、同表の41の項から45の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の46の項中「浄化槽法」の次に「(昭和58年法律第43号)」を加え、同項を同表の44の項とし、同表の47の項から51の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の52の項中「えん堤」を「えん堤」に改め、同項を同表の50の項とし、同表の53の項を同表の51の項とし、同表の54の項を同表の52の項とする。

別表第2の7の項中「地域づくり課」を「地域政策課」に改め、同表中8の項及び9の項を削り、同表の10の項中「温

泉法」の次に「(昭和23年法律第125号)」を加え、同項を同表の8の項とし、同表の11の項中「自然環境室」を「環境生活総務課自然環境室」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の12の項中「廃棄物対策課」を削り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の13の項を同表の11の項とし、同表の14の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の次に「(昭和25年法律第175号)」を加え、

同項を同表の12の項とし、同表の15の項を同表の13の項とし、同表の16の項を同表の14の項とし、同項の次に次のよ

うに加える。

| | | | | |
|----|---------|---------------------------------|------|--|
| 15 | 福祉保健総務課 | 隣保館整備事業等の現場における監督、検査等の業務に従事する職員 | ゴム長靴 | |
|----|---------|---------------------------------|------|--|

別表第2の17の項を同表の16の項とし、同表の18の項を同表の17の項とし、同表の19の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査」に改め、同項を同表の18の項とし、

同表の20の項から23の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の24の項中「林業改良普及事業」を「林業普及指導事業」に改め、同項を同表の23の項とし、同表の25の項を同表の24の項とし、同表の26の項を削り、同表の27の項を同表の25の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|----------|--|-----------------------------|--|
| 26 | 振興局地域振興部 | 自作農財産管理及び農地法の許認可業務に従事する職員 | 防寒服 | |
| | | 土地改良工事の現場監督等の業務に従事する職員 | 防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽 | |
| | | 林業普及指導事業に従事する職員 | 防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴 | |
| | | 森林、林業及び山村振興に係る調査、測量、現場監督、指導等の業務に従事する職員 | 防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴 | |
| | | 水産業改良普及事業に従事する職員 | 防寒服 ヘルメット 雨合羽 | |
| | | 漁船測度業務に従事する職員 | 防寒服 | |
| | | 農業改良普及事業に従事する職員 | 防寒服 ヘルメット 雨合羽 | |

別表第2の28の項を削り、同表の29の項を同表の27の項とし、同表の30の項中「暖地園芸センター」を削り、同項を同表の28の項とし、同表の31の項から34の項までを2項ずつ

繰り上げ、同表の35の項を削り、同表の36の項を同表の33の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|-----------|-------------------------|------------------|--|
| 34 | 農作物病害虫防除所 | 農耕作業及び動物等飼育作業の業務に従事する職員 | 白衣 作業帽 防寒服 | |
| | | 病害虫防除業務に従事する職員 | 雨合羽 | |

別表第2の37の項中「検査指導室」を「技術調査課検査指導室」に改め、同項を同表の35の項とし、同表の38の項から49の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の50の項中「えん堤」を「えん堤」に改め、同項を同表の48の項とし、同表の51の項から53の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第37号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与

条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機

構」に改める。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(延滞金の免除)

第16条 条例第11条第4項の規定により延滞金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、速やかに延滞金免除申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査のうえ、相当と認めるときは、延滞金の全部又は一部の免除を決定し、延滞金免除決定通知書(別記第16号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

別記第14号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 15 号様式 (第 16 条関係)

延滞金免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

| | | | |
|------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 本人住所 | (〒 -) (TEL - -) | 連帯保証人 (保護者等) 住所 | (〒 -) (TEL - -) |
| 氏名 | 印 | 氏名 | 印 |

下記の事由により修学奨励金の延滞金の免除を受けたいので、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|------|--|
| 免除事由 | |
|------|--|

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第 16 号様式 (第 16 条関係)

延滞金免除決定通知書

第 年 月 日 号

様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請の和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金の延滞金の免除を下記のとおり決定したので通知します。

記

延滞金免除額

_____ 円

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「修学費」を「教育支援費」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

条例第5条第1項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、修学奨励金の貸与を受けようとする者が成年であるときは3親等内の親族とし、未成年であるときは親権者又は後見人とする。ただし、これらを連帯保証人とするのが困難な場合は、これらに代わる者として教育長が認めるものを連帯保証人にすることができる。

第4条第2項中「前項の連帯保証人及び保証人のうち保証人については」を「条例第5条第1項の保証人は、独立の生計を営む成年者とし」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（延滞金の免除）

第15条 条例第12条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書（別記第14号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、延滞金の免除を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

別記第12号様式中「下記の理由」を「下記の事由」に、「返還免除理由」を「返還免除事由」に改める。

別記第13号様式中「下記の理由」を「下記の事由」に、「返還猶予理由」を「返還猶予事由」に、「申請の理由」を「申請の事由」に、「電話」を「電話番号」に、「ところを」を「ものを」に改める。

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 1 4 号様式 (第 1 5 条関係)

延滞金免除申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

| | | | |
|-------|--------------------------|-----------------------|----------------|
| 奨学生番号 | | | (〒 -) |
| 本人住所 | (〒 -) TEL (- -) | 連帯保証人 (保護者等) 住所 | TEL (- -) |
| 氏名 | 印 | 氏名 | 印 |

下記の事由により修学奨励金に係る延滞金の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 1 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|------|--|
| 免除事由 | |
|------|--|

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

| 区 間 | 新 旧 の 別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 メートル |
|-------------------------------------|------------------|----------------------|-------------|-------------------------------------|
| 東牟婁郡北山村七色字奥森52番3地先から同村七色字倉ノ元1番1地先まで | 旧 | 5.20 } 34.00 | 190.90 | 市老谷橋 L=13.10 |
| 同上 | 新 | 5.20 } 34.00 | 190.90 | 同上 |
| 同上 | 新 | 13.40 } 35.00 | 190.90 | 市老谷橋 L=13.10 新市老谷橋 L=18.90 |

和歌山県告示第412号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村七色字奥森52番3地先から同村七色字倉ノ元1番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

訓 令

| | |
|-------|----|
| 地域政策課 | 地政 |
| 過疎対策課 | 過疎 |

別表第1第1項の表廃棄物対策課の項を削り、同表産業振

和歌山県訓令第29号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令
和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「課室（課に附置する室を除く。）」を「課」に改め、同条第10号中「課室等」を「課等」に改める。

第8条第2項第1号中「副課室長」を「副課長」に改める。

第29条第1項の表区分の欄中「政策統括監名、食品安全監名、労働政策監名」を「政策統括参事名、食品安全参事名、労働政策参事名、植樹祭推進参事名」に、「に附置する」を「の中に置く」に改め、同表発信者名の欄中「政策統括監、食品安全監、労働政策監」を「政策統括参事、食品安全参事、労働政策参事、植樹祭推進参事」に、「に附置する」を「の中に置く」に改める。

第30条第1項第5号中「に附置する」を「の中に置く」に改める。

第39条第3項中「に規定する」を「各号に掲げる」に改める。

第49条第1項中「賞状等」を「賞状その他特別の理由により事前に押印しておくことが必要と認めるもの」に、「で交付」を「に限り、交付」に改め、同条第2項中「については」の次に「、厳重に保管するとともに」を加える。

第111条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第119条中「「主務課長は」とあるのは「振興局の部長は、市長村課長を経て」とを「「主務課長」とあるのは「振興局の部長」と」に改める。

別表第1第1項の表課室名の項中「課室名」を「課名」に改め、同表政策審議室の項中「政策審議室」を「政策審議課」に改め、同表広報室の項中「広報室」を「広報課」に改め、同表監察査察室の項中「監察査察室」を「監察査察課」に改め、同表行政経営改革室の項中「行政経営改革室」を「行政改革課」に改め、同表危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同表地域づくり課の項及び地域交流課の項を次のように改める。

興課の項中 「産業振興課

| | | | | | |
|--|---|---|----------------------------|-------------------------|----|
| | 産 | を | 「 企業振興課 産業技術政策課 」 | | 産技 |
| | | | | に改め、同表山村整備課の項を次のように改める。 | |
| | | | | 企振 | |

| | |
|----------|---|
| 全国植樹祭推進課 | 植 |
|----------|---|

別表第1第1項の表事業進行課の項を次のように改める。

| | |
|-------|---|
| 用地対策課 | 用 |
|-------|---|

別表第1第1項の表出納室の項を次のように改める。

| | |
|-----|---|
| 会計課 | 会 |
|-----|---|

別表第1第3項第1号の表農林水産総合技術センターの項を次のように改める。

| | | |
|--------------|---------------|------|
| 農林水産総合技術センター | 企画普及部 | 農技セ |
| | 分室 | 農技セ分 |
| | 農業試験場 | 農試 |
| | 農業試験場暖地園芸センター | 和暖園 |
| | 果樹試験場 | 和果試 |
| | 果樹試験場かき・もも研究所 | 和か |
| | 果樹試験場うめ研究所 | 和う |
| | 畜産試験場 | 和畜試 |
| | 畜産試験場養鶏研究所 | 和鶏研 |
| | 林業試験場 | 和林試 |
| | 水産試験場 | 和水試 |

別表第1第3項第1号の表に次のように加える。

| | | |
|-------|----------|-----|
| 農業大学校 | 研修部及び養成部 | 和農大 |
| | 就農支援センター | 和就セ |

別表第1第3項第2号の表世界遺産センターの項及びふるさと定住センターの項を削り、同表男女共生社会推進センターの項中「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に改め、同表農業大学校の項を次のように改める。

| | |
|----------|-----|
| 世界遺産センター | 和世セ |
|----------|-----|

別表第1第3項第2号の表就農支援センターの項を削る。
別記第15号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式(第 50 条関係)

文書等発送依頼票

| | | | | | | | |
|----------------|-----------|--------|----------|------|----|----|-----|
| 依頼日 年 月 日 | | | 公文書管理責任者 | | | | |
| 課(室)名 (内線) | | | | | | | |
| 送付先 | 記号、番号及び件名 | 集中発送文書 | 庁内文書 | 通常郵便 | 冊子 | 荷物 | 担当者 |
| | | 通 | 通 | 通 | 個 | 個 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

備考

- 1 集中発送文書及び庁内文書で、送付先を「関係課室」等と記載する場合は、備考欄に送付先名称を記入すること。
- 2 通常郵便物の発送に当たっては、別紙通常郵便物内訳表を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別紙

通常郵便物内訳表

年 月 日

課(室)名

| 郵便物の種類 | 重量 (g) | 数量 (通) | 単価 (円) | 金額 (円) |
|--------|---------------|--------|--------|--------|
| 定形 | 0 ~ 25 | | 80 | |
| 〃 | 26 ~ 50 | | 90 | |
| 定形外 | 0 ~ 50 | | 120 | |
| 〃 | 51 ~ 100 | | 140 | |
| 〃 | 101 ~ 150 | | 200 | |
| 〃 | 151 ~ 250 | | 340 | |
| 〃 | 251 ~ 500 | | 390 | |
| 〃 | 501 ~ 1,000 | | 580 | |
| 〃 | 1,001 ~ 2,000 | | 850 | |
| 〃 | 2,001 ~ 4,000 | | 1,150 | |
| はがき | | | 50 | |
| 合計 | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の和歌山県公文書管理規程別記第15号様式の規定に基づき作成されている用紙については、改正後の和歌山県公文書管理規程別記第15号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

和歌山県訓令第30号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「監察査察監」の次に「、国体推進監」を加える。

第4条第2項中「部長及び局長」を「部長等及び局長並びにこれらに準ずる職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第31号

庁 中 一 般
各 か い
各 地 方 機 関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「出納局長」を「会計局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第32号

企 画 部
農 林 水 産 部
和歌山県ふるさと定住センター

和歌山県ふるさと定住センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県ふるさと定住センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程を廃止する訓令

和歌山県ふるさと定住センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程（平成14年和歌山県訓令第23号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。